

平成 27 年 10 月 14 日

愛媛県社会保険労務士会会長 殿

長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」に
向けた取組に関する要請書

時下 益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

貴会におかれましては、日頃から労働行政の運営につきまして、格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、人口減少社会の到来する中、長時間労働の是正と働き方改革を進め、女性や高齢者をはじめとするすべての人々が、働きやすく、活躍しやすい職場環境を作ること、一人一人の潜在力が最大限に発揮され、労働生産性を向上させていくことが重要な課題となっております。

しかしながら、我が国においては、長時間労働者の割合が依然として高く、また年次有給休暇の取得率が低い水準にとどまっており、長時間労働の削減など働き方の見直しが求められています。

こうした中、平成 27 年 6 月 30 日に閣議決定した「『日本再興戦略』改訂 2015－未来への投資・生産性革命－」におきまして、引き続き、「働き方改革の実行・実現」のため「働き過ぎ防止のための取組強化」が盛り込まれました。また、平成 26 年 11 月に施行された「過労死等防止対策推進法(平成 26 年法律第 100 号)」に基づき、平成 27 年 7 月 24 日に「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を閣議決定したほか、同法において、11 月は過労死等防止啓発月間とされております。

この長時間労働問題については、厚生労働省に大臣を本部長とする「長時間労働削減推進本部」を設置し、

- ① 著しい過重労働や賃金不払残業などを行う企業の撲滅に向けた監督指導の強化
- ② 休暇の取得促進をはじめとした「働き方の見直し」に向けた企業へ



働きかけの強化

を2つの柱として、省を挙げて取り組んできました。その上で、本年も、昨年に引き続き10月を「年次有給休暇取得促進期間」、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、長時間労働削減の取組を推進することとしたところです。

愛媛労働局においては、昨年11月に、愛媛労働局管内の各労働基準監督署において実施した過重労働重点監督の結果、過重労働の疑いのある76事業場中、時間外労働が月80時間を超える事業場が12件（全体の15.8%）、そのうち100時間を超えるものが4件（同5.3%）と過労死等が懸念される長時間労働が行われていることが確認されました。また、69件（同90.8%）で違法な時間外労働や賃金不払残業等を中心に法違反が認められ、39件（同51.3%）について健康障害防止に関する指導を行ったところです。

長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進のためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要です。各々の企業において、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行から、早く帰る労働慣行への転換を図るための施策や年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成するための施策等、それぞれの実情に応じた取組を行うことが望まれます。具体的には、経営トップによるメッセージの発信、朝型勤務やフレックスタイム制、年次有給休暇の計画的付与制度などの導入、ノー残業デーや年次有給休暇取得奨励日の設定、年次有給休暇取得計画の策定、年次有給休暇取得による連休の実現（「プラスワン休暇」）等が挙げられます。

これまでも貴会には、「えひめ働き方改革宣言」に賛同いただくとともに、働き方改革や夏の生活スタイル変革が進むよう、格別の御配意を賜ってきたところでありますが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、各企業において労使間で協議を行い「働き方改革」が進むよう、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

愛 媛 労 働 局 長



あなたの会社に
毎晩遅くまで働いている方は
いませんか？

あなたは一日の中でどのくらい仕事をしていますか？
効率の良い仕事をする環境がありますか？
健康なからだ、適切な労働時間、健全な労働環境。
この機会に一度、みなおしてみませんか？

**過重
労働**



～トップが決意を持って、長時間労働の削減に向けた取組を推進しましょう。～

11月

は「**過重労働解消キャンペーン**」期間です。

無料「過重労働解消相談ダイヤル」
過重労働等に関する相談はこちら

なくしまししょう 長い残業
0120-794-713

11月7日(土) 9:00～17:00

専用WEBサイト

過重労働解消キャンペーン

検索



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です。

平成 26 年 11 月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11 月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、長時間労働の削減等過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

労働時間の現状をみると、週の労働時間が 60 時間以上の労働者の割合は引き続き高い水準で推移するなどいまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところ です。

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。

時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

労働基準法第 37 条に違反する、賃金不払残業は、あってはならないものです。

これらの問題の
解消のためには...



過重
労働

過重労働による健康障害を防止するために^{*1}

① 時間外・休日労働時間の削減

- ◇ 36 協定（時間外労働・休日労働に関する協定）で定める延長時間は、限度基準^{*2}に適合したものとする必要があります。
- ◇ 特別条項付き協定^{*3}により月 45 時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めましょう。
- ◇ 休日労働についても削減に努めましょう。

② 年次有給休暇の取得促進

- ◇ 年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくり、計画的付与制度の活用などにより、年次有給休暇の取得促進を図りましょう。

③ 労働者の健康管理に係る措置の徹底

- ◇ 健康管理体制を整備すると共に、健康診断を実施しましょう。
- ◇ 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。

賃金不払残業を解消するために^{*4}

- ① 労働時間適正把握基準^{*5}を遵守しましょう。
- ② 職場風土を改革しましょう。
- ③ 適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
- ④ 労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう。

※1 「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」（平成 18 年3月、厚生労働省）

※2 「労働基準法第 36 条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」（平成 10 年労働省告示第 154 号）

※3 臨時的に限度時間を超えて時間外労働を行わなければならない特別の事情が予想される場合に、特別条項付き協定を結べば、1 年の半分以上を超えない範囲で、限度時間を超える時間を延長時間とすることができます。

※4 「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」（平成 15 年5月、厚生労働省）

※5 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（平成 13 年4月、厚生労働省）

これらについて、あなたの職場で守られているか疑問のある方は

フリーダイヤル なくしましう 長い 残業

平成27年11月7日(土) 休日電話相談 → **0120-794-713** にご相談ください。

以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。

都道府県労働局または労働基準監督署（開庁時間 平日 8:30～17:15）

労働条件相談ほっとライン **0120-811-610**（月・火・木・金 17:00～22:00、土・日10:00～17:00）

労働基準関係情報メール窓口（情報提供）

労働基準 メール窓口

検索

平成27年度厚生労働省委託事業

過重労働解消のためのセミナー

社員の働き過ぎは 本当に会社のためになるのか？

～ 無くそう！長時間労働 ～

過重労働の解消を図るためには、各企業において自主的に、「長時間労働の削減」「労働時間管理」「健康障害防止対策」といった取組を進めることが重要です。本セミナーでは、労働基準法を中心とした過重労働防止対策に必要な知識やノウハウについて、実際に取り組める事例の紹介などを盛り込み、詳しく解説します。



参加費
無料

各回定員
100名

事前予約制
(先着順)

受講
対象者

事業主の方、企業の人事労務担当責任者の方など

内 容

過重労働の現状と過重労働防止に向けた対策、取組事例の紹介など

申込方法

本紙裏面のFAX申込書または専用webサイト

カリキュラム	項 目	プログラム (150分程度を予定しています)
開 始	セミナー概要、配布資料の確認	開講の挨拶・講師紹介
講 義	チェックシートによる自社分析	セミナーの中で、過重労働防止対策のポイントを効果的に学べるように、自社の「過重労働状況」を分析
	(1) 「過重労働」の現状と企業経営に与える影響	脳・心臓疾患、精神障害の労災補償状況から見る、過重労働の現状を説明。過重労働防止対策に取り組まない場合に、どのような影響があるかを紹介・解説
	(2) 過重労働防止対策に必要な知識	「労働基準法」「労働安全衛生法」「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」等、過重労働防止対策に取り組む上で、事業主及び人事労務担当者が知っておくべき法令等を紹介・解説
	(3) 陥りがちな違法行為	典型的な違法事例である①「違法な時間外労働」②「賃金不払残業」などの身近な問題や、③「過重労働による健康障害防止措置の不実施」などを紹介・解説
	(4) 事業主等に求められる措置	過重労働防止対策に取り組む上で、事業主と人事労務担当者に求められる措置を解説
	(5) 過重労働に関する改善取組事例の紹介	過重労働防止に向けた取組事例の紹介・解説
まとめ		総括・アンケートの記入および回収

申込方法

本紙裏面のFAX申込書

FAX 03-5913-6409

受付後メールまたは電話でご連絡差し上げます。

専用webサイトへ

LEC 過重労働解消

検索

※お預かりした個人情報は本事業に係るご連絡にのみ使用します。無断で第三者に提供することはありません。



お問い合わせは

過重労働解消セミナー運営事務局 担当 菅尾・山内・鈴木

〒164-0001 東京都中野区中野4-11-10アーバンネット中野ビル TEL:03-5913-6033(平日9時～18時) FAX:03-5913-6409

E-mail:kaju-seminar@lec-jp.com 専用HP:<http://partner.lec-jp.com/kokyo/2015/overwork/>

過重労働解消のためのセミナー 開催スケジュール

東日本

北海道 北海道建設会館/大会議室

10/15(木) 13:30~16:00
札幌市中央区北4条西3丁目1番地

宮城 震災復興記念館/5F会議室

11/24(火) 13:30~16:00
仙台市青葉区大町二丁目12番1号

福島 郡山商工会議所/中ホールA

11/17(火) 13:30~16:00
郡山市清水台1-3-8

茨城 茨城県立県民文化センター/集会室8号

11/24(火) 13:30~16:00
水戸市千波町東久保697

栃木 栃木県産業会館/大会議室

11/10(火) 13:30~16:00
宇都宮市中央3-1-4

群馬 前橋テレビ/つつじの園

12/10(木) 13:30~16:00
前橋市千代田町二丁目5番1号

埼玉 ソニックシティ/906会議室

12/17(木) 13:30~16:00
さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル5F

千葉 LEC千葉本校/701教室

11/12(木) 13:30~16:00
千葉市中央区富士見2丁目3-1 塚本大千葉ビル 7F

東京 LEC水道橋本校/161教室

10/15(木) 13:30~16:00
千代田区三崎町2-2-15

東京 LEC水道橋本校/161教室

10/26(月) 13:30~16:00
千代田区三崎町2-2-15

東京 LEC水道橋本校/161教室

11/10(火) 13:30~16:00
千代田区三崎町2-2-15

東京 LEC水道橋本校/161教室

11/27(金) 13:30~16:00
千代田区三崎町2-2-15

東京 LEC新宿エルタワー本校/1810教室

12/7(月) 13:30~16:00
新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー 18F

東京 LEC新宿エルタワー本校/1810教室

12/18(金) 13:30~16:00
新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー 18F

神奈川 神奈川中小企業共済会館/6F会議室(601~603)

10/19(月) 13:30~16:00
横浜市中区北仲通3-33

新潟 コープシティ花園[ガレソン]/4F

11/25(水) 13:30~16:00
新潟市中央区花園1丁目2番2号

長野 JA長野ビル/12F会議室B

11/18(水) 13:30~16:00
長野市大字南長野北石堂町1177番地3

岐阜 岐阜商工会議所/5F職員総会室

12/9(水) 13:30~16:00
岐阜市神田町2-2

静岡 ベガサート(静岡市産業文化センター)/大会議室

11/26(木) 13:30~16:00
静岡市葵区御幸町3番地の21

愛知 ウィングあいち/中会議室A

10/8(木) 13:30~16:00
名古屋市中村区名駅4丁目4-38

西日本

三重 三重県教育文化会館/大会議室

12/15(火) 13:30~16:00
津市桜橋2-142

京都 LEC京都駅前本校/132教室

12/14(月) 13:30~16:00
京都市下京区東洞院通七条下2丁目東堀小路町680-2 木村食品ビル

大阪 エル・おおさか/視聴覚室

10/9(金) 13:30~16:00
大阪市中央区北浜東3-14

大阪 エル・おおさか/606教室

11/17(火) 13:30~16:00
大阪市中央区北浜東3-14

大阪 エル・おおさか/606教室

12/8(火) 13:30~16:00
大阪市中央区北浜東3-14

兵庫 神戸市教育会館/大ホール

11/5(木) 13:30~16:00
神戸市中央区中山手通4丁目10番5号

岡山 おかやまコープ オルガホール/B1Fホール

11/11(水) 13:30~16:00
岡山市北区幸通町1-7-7

広島 広島県情報プラザ/多目的ホール

11/19(木) 13:30~16:00
広島市中区千田町3丁目7-47

香川 アルファあなびきホール(香川県民ホール)/大会議室

11/16(月) 13:30~16:00
高松市玉藻町9-10

愛媛 ひめぎんホール/第6会議室

12/11(金) 13:30~16:00
松山市道後町2丁目5番1号

福岡 福岡商工会議所/4F(402~404)

10/29(木) 13:30~16:00
福岡市博多区博多駅前2丁目9-28

熊本 くまもと県民交流会館バリア/会議室1

12/16(水) 13:30~16:00
熊本市中央区手取本町8番9号 テトリアくまもとビル

鹿児島 サンプラザ天文館/7Fホール

12/7(月) 13:30~16:00
鹿児島市東千石町2-30-3F

※東京都では6回、大阪府では3回、その他の地域では各1回の実施を予定しています。

過重労働解消のためのセミナー参加申込書

FAX. 03-5913-6409

参加希望日	月	日	会場名			
フリガナ			フリガナ			
氏名			企業・団体名	参加希望人数	名	
業種			企業規模	10名未満	10~49名	50~99名
				100~299名	300名以上	
				※いずれかを○で囲む		
電話	-	-	e-mail	@		